

次期行政改革大綱策定の考え方について

本市では、財政環境の変化や地方分権の進展を踏まえ、地方行財政が直面する厳しい環境に答え得る、簡素で効率的な行財政運営の確立を目指し、8次にわたって改革の推進に努めてきた。

第8次秋田市行政改革大綱では、「公共サービスの改革」「財政運営の改革」「組織・執行体制の改革」の3つの視点に基づく改革により、市民協働による地域・社会課題の解決、経営資源の最適配分、効率的な行政運営などに取り組み、さらなる市民サービスの向上を図ることで、県都『あきた』創生プランに掲げる基本理念の実現を目指しており、計画期間の最終年度である令和8年度末には、全71の取組のうち69の取組が実施・完了する見込みとなっている。

引き続き、人口減少や少子高齢化の進行、厳しい財政状況や急速に進展するデジタル化等の社会情勢の変化や課題に対し、将来にわたって安定的に質の高い行政サービスを提供するため、これまで以上に「変えることを恐れない」強固な意志を持ち、積極的に不断の改革を推進するべく、令和9年度を初年度とする次期行政改革大綱（以下「次期大綱」という。）を策定するものである。

【表1：行政改革大綱の策定状況】

名称	計画期間
秋田市行政改革大綱	平成 8 年度 ～ 平成 1 2 年度（5 年間）
新秋田市行政改革大綱	平成 1 1 年度 ～ 平成 1 5 年度（5 年間）
第 3 次秋田市行政改革大綱	平成 1 5 年度 ～ 平成 1 7 年度（3 年間）
第 4 次秋田市行政改革大綱	平成 1 8 年度 ～ 平成 2 2 年度（5 年間）
第 5 次秋田市行政改革大綱 （県都『あきた』改革プラン）	平成 2 3 年度 ～ 平成 2 6 年度（4 年間）
第 6 次秋田市行政改革大綱 （新・県都『あきた』改革プラン）	平成 2 7 年度 ～ 平成 3 0 年度（4 年間）
第 7 次秋田市行政改革大綱 （第 3 期・県都『あきた』改革プラン）	平成 3 1 年度 ～ 令和 4 年度（4 年間）
第 8 次秋田市行政改革大綱 （第 4 期・県都『あきた』改革プラン）	令和 5 年度 ～ 令和 8 年度（4 年間）

【表2：第8次秋田市行政改革大綱の取組項目の進捗状況】

年度	取組合計	進捗状況	
		実施・完了	準備手続等
令和 5 年度	7 1	5 5 (77.5%)	1 6 (22.5%)
令和 6 年度	7 1	6 1 (85.9%)	1 0 (14.1%)
令和 7 年度	7 1	6 3 (85.9%)	8 (11.3%)
令和 8 年度	7 1	6 9 (97.2%)	2 (2.8%)

※令和8年度の進捗は見込み。

1 本市を取り巻く社会情勢

(1) 人口減少・少子高齢化の進行

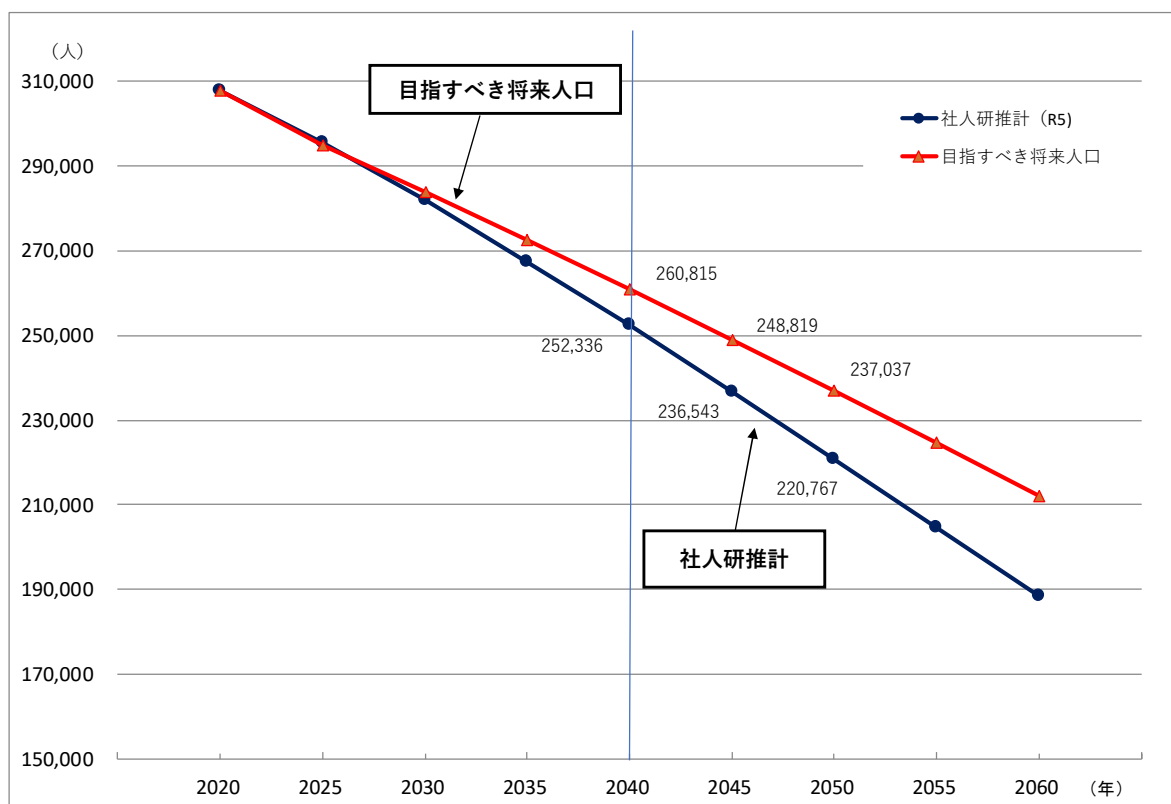
本市の人口は、戦後、周辺町村との合併を経て急増し、高度経済成長期以降も一貫して増加を続けたが、平成15年には減少に転じた。

平成17年には河辺町・雄和町と合併して33万人に達したものの、その後は減少が続き、令和7年10月1日時点では約29万3千人となっており、国立社会保障・人口問題研究所（以下「社人研」という。）によると、令和32年には、22万1千人になると推計され、依然として人口減少局面が続くものと見込まれている。

また、本市人口に対する生産年齢人口（15歳以上～65歳未満）の割合は、令和12年から令和22年までの間に55.4%から51.4%に低下し、老年人口（65歳以上）の割合は35.7%から40.3%に上昇すると推計されている。

こうした状況から、本市が目指す令和22年における将来人口約26万1千人の達成に向け、『プラスの循環』プラン等による施策を着実に実行するとともに、安定した質の高い公共サービスを提供するため、最適配分の実現による限りある経営資源の効率的な活用、市民・NPO・企業・高等教育機関等との連携を通じた市民協働による地域課題の解決、民間のノウハウを活用した官民連携による行政経営に取り組み、人口減少下にあっても持続可能な行財政運営を追求していく必要がある。

【グラフ1：本市の将来推計人口】



参考：秋田市人口ビジョン（令和8年3月）

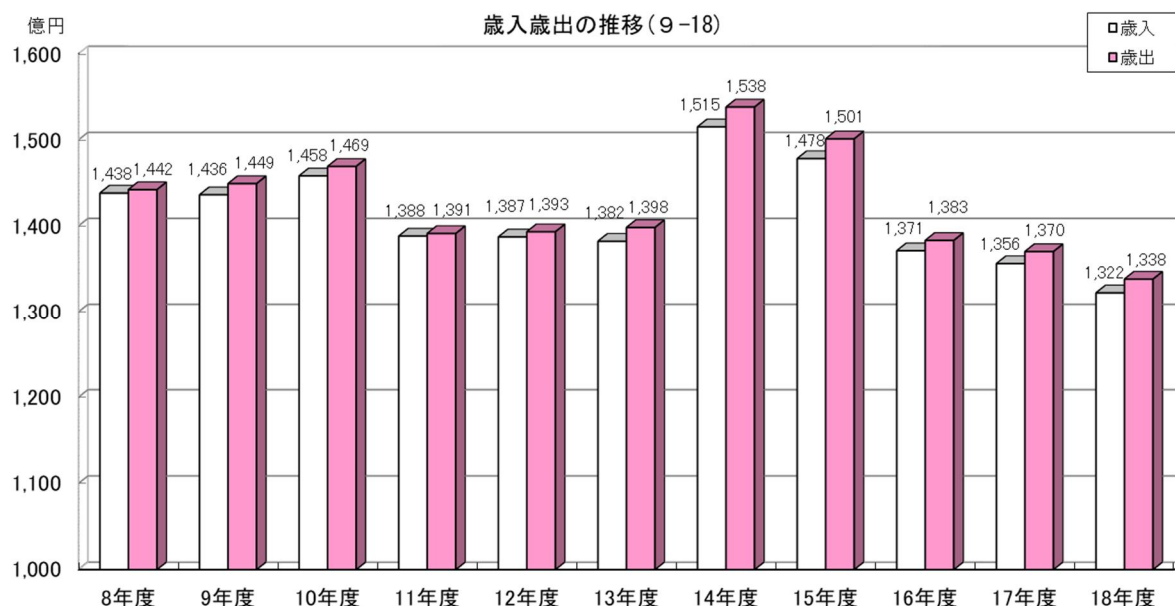
(2) 財政見通し

本市の令和8年度一般会計当初予算を基礎として試算した、中・長期財政見通しにおける令和18年度までの歳入歳出の推移を見ると、歳入は、市債や地方交付税、市税等が減少することから、全体としても減少していくと推計している。歳出は、令和11年度には減少するものの、令和14年度および令和15年度は、新ごみ処理施設整備事業の本格化などにより一時的に増加すると見込んでいる。

総体的に、毎年度、収支不足が生じることから、財政調整基金および減債基金の取崩しにより補てんする必要があると見込んでおり、持続可能な財政運営のためには、新規財源の確保や国・県補助金等の特定財源を最大限活用することなどにより歳入確保に努めるほか、8年度に実施した事業見直しを継続的に実施し、歳出の抑制を図るとともに、業務の効率化による経費圧縮などにより、収支の改善および財政調整基金の残高確保を図る必要がある。

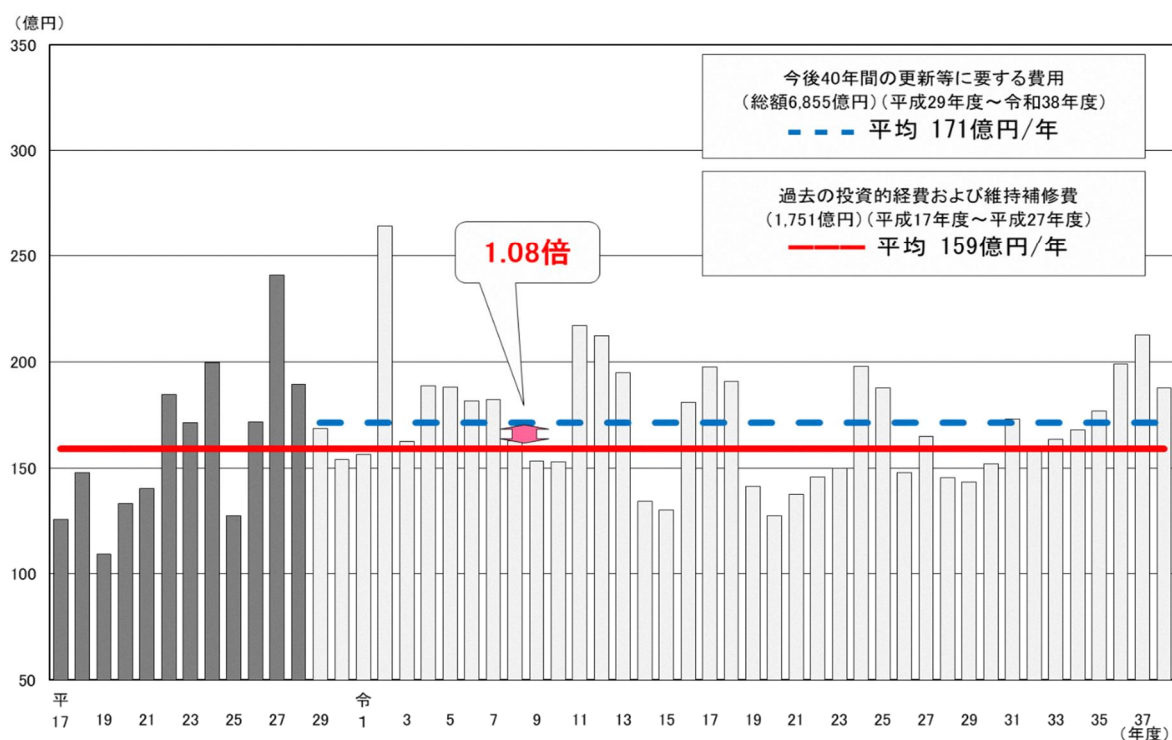
また、投資的経費および維持補修費は、各公共施設の長寿命化や「個別施設計画」に基づく取組により費用の平準化と縮減を図ったとしても、今後40年間の費用を平均すると、近年の平均を上回る年間171億円が必要と試算されていることから、公共施設等の統廃合や複合化による施設保有量の見直し、計画的な維持保全による長寿命化を一層進め、財政負担の軽減を図る必要がある。

【グラフ2：一般会計の歳入歳出の推移の見込み】



参考：秋田市中・長期財政見通し(令和8年3月)

【グラフ3：公共施設等更新費用の試算】



参考：秋田市公共施設等総合管理計画（令和4年1月）

(3) 国の動向

国では、平成27年8月に「地方行政サービス改革の推進に関する留意事項（総務大臣通知）」を発出し、ICTの徹底的な活用や窓口業務のアウトソーシング等の民間委託の推進、指定管理者制度やPPP／PFI制度の活用拡大、情報システムのクラウド化等により、地方行政サービス改革の推進に努めるよう求めてきた。

また、令和7年6月に閣議決定した「経済財政運営と改革の基本方針2025（「骨太方針2025」。）」においては、持続可能な地方行財政基盤の強化として、国・都道府県・市町村の役割の見直しを含め、地方公共団体の事務執行上の課題解決に向けた議論を促進することや、デジタル技術の活用などによる事務の簡素化・効率化を進めるとともに、自治体DX（フロントヤード改革とバックヤード改革の一体的取組）を進めることなどを挙げている。

2 第8次秋田市行政改革大綱の主な取組と課題

(1) 公共サービスの改革

<主な取組>

① 市民協働・官民連携の推進

コミュニティセンターに指定管理者制度を、学校給食調理場の給食調理に民間委託をそれぞれ導入し、民間活力の活用による公共サービスの向上を図ったほか、市民サービスセンターおよびコミュニティセンターで避難所運営会議を行い、大規模災害時に市民協働による避難所運営ができる体制の構築に取り組んだ。

② 公共施設マネジメントの推進

公共施設の総合劣化度評価手法を確立し、施設保有量の見直しの再編案をまとめるなど公共施設マネジメントの推進に取り組んだ。

③ 市民満足度の向上

来庁不要な手続きの推進として、証明書のオンライン申請など電子申請可能な行政手続きを拡充したほか、繁忙期を迎えるタイミングでSNSを活用し、オンライン転出届等の手続きに関する情報発信を行った。

また、道路除排雪に関して、秋田市公式LINEで応答型の配信機能や市民からの要望受付機能を追加し、サービスの充実を図った。

④ 受益と負担の適正化

物価高騰等の社会経済情勢の変化を踏まえ、計画年次を前倒して令和6年4月1日に352施設の使用料等を改定し、その後の利用状況等について調査・分析を実施した。

<課題>

ア さらなる人口減少・少子高齢化の進行を見据え、持続可能な公共サービスを確保するため、引き続き、市民協働等によるまちづくり、公共施設等の再編や管理・運営への官民連携等の手法の導入などに取り組む必要がある。

イ 社会全体のデジタル化の進展やライフスタイルの多様化等に伴い変化する市民ニーズに対応していくため、電子申請可能な行政手続きの拡充など、さらなるデジタル化の推進により、行政サービスの向上を図る必要がある。

(2) 財政運営の改革

<主な取組>

① 財政基盤の確立

今後予定される制度改正や大規模事業等に係る事業費を見込んだ中・長期財政見通しを毎年度作成し、本市財政運営のフレームとして活用したほか、事業の年度間調整等により市債充当の平準化や新規発行の抑制をするなど、市債残高の抑制に取り組んだ。

② 歳入の確保

広告料収入等の新規財源の開拓やガバメントクラウドファンディング、未利用資産の売却などにより、歳入の確保に取り組んだ。特にふるさと納税では、ポータルサイトの管理・運営等を委託する中間事業者を変更することにより、返礼品の迅速な配送を可能したほか、需要の高い返礼品のラインナップの充実を図るなどにより、令和7年度においては第8次大綱期間前と比較し、約8倍もの寄附額増につなげた。

③ 歳出の見直し

公共施設の概算工事費等の事前協議や公共施設への太陽光発電システムの設置、運行データの分析による公用車保有台数の見直しなどによりコスト圧縮に努め、歳出の削減に取り組んだ。

<課題>

- ア 今後見込まれる市税等の減少に伴う財政規模の縮小に対応するため、歳入の確保はもとより、すべての経費にわたり徹底した精査を行うなど、これまで以上に歳出の見直しに取り組む必要がある。
- イ 経済情勢の変化や大規模災害など、不測の事態にも対応することができるよう基金の残高を確保し、将来にわたり安定した財政基盤を構築する必要がある。

(3) 組織・執行体制の改革

<主な取組>

① 適正かつ効率的な組織体制の構築

洋上風力発電事業をはじめとする本市エネルギー産業の活性化を強力に推進するため、産業振興部に「新エネルギー産業推進室」を設置したほか、改正児童福祉法に対応し、妊産婦、子育て世帯等へ一体的に相談支援を行う「子ども家庭センター」を設置した。また、企画財政部を「企画政策部」と「財政部」に再編し、それぞれの専門分野に注力できる組織体制の構築を図った。

② 執行体制の見直し

公印使用件数の分類分析および他都市の状況調査等により、公印の押印を要する文書の基準を設け、公印省略の拡大を図ったほか、汚水中継ポンプ場の再編により、集中監理による維持管理体制の効率化と維持管理費の削減に取り組んだ。

③ 業務のデジタル化

RPAやAI-OCR、議事録作成ツールなどの先端技術を活用し、事務の効率化に取り組んだほか、自治体の主要な事務として、国が標準化の対象として定める20事務について、標準仕様に適合したシステムへの移行準備等を進め、順次標準化に取り組んだ。

<課題>

ア 社会情勢の変化や新たな市民ニーズに的確に対応するため、引き続き、職員の資質・能力の向上や適時・適切な組織づくりなどに努める必要がある。

イ 未移行となっている情報システムの標準化・クラウド化や、さらなる行政事務へのデジタル技術の活用拡大などにより、一層効率的な執行体制を構築する必要がある。

3 次期大綱における行政改革の目的

行政改革の不変的な3つの視点を継続し、「多様な主体との共創による地域・社会課題の解決」、「選択と集中による経営資源の最適配分」、「効率的・効果的な行政運営」に取り組み、『プラスの循環』プランに掲げる基本理念の実現を通じて、市民サービスの向上を図ることを目的とする。

また、本市を取り巻く社会情勢や第8次秋田市行政改革大綱の取組と課題を踏まえ、デジタル技術の活用による徹底した効率化と公共施設マネジメントの推進を次期大綱の重点項目に設定するほか、改革に取り組む職員の姿勢として、第5次人材育成・確保基本方針における目指す職員像の1つでもある「変革する勇気」を胸に果敢に挑むこととする。

・視点1・ 公共サービスの改革

多様な主体とこれからの公共を共に創造していくとともに、デジタル技術を活用したサービスの見直しや持続可能な施設保有量等の公共施設マネジメントの推進などの公共サービスの改革に取り組み、安定した質の高い公共サービスの提供を目指す。

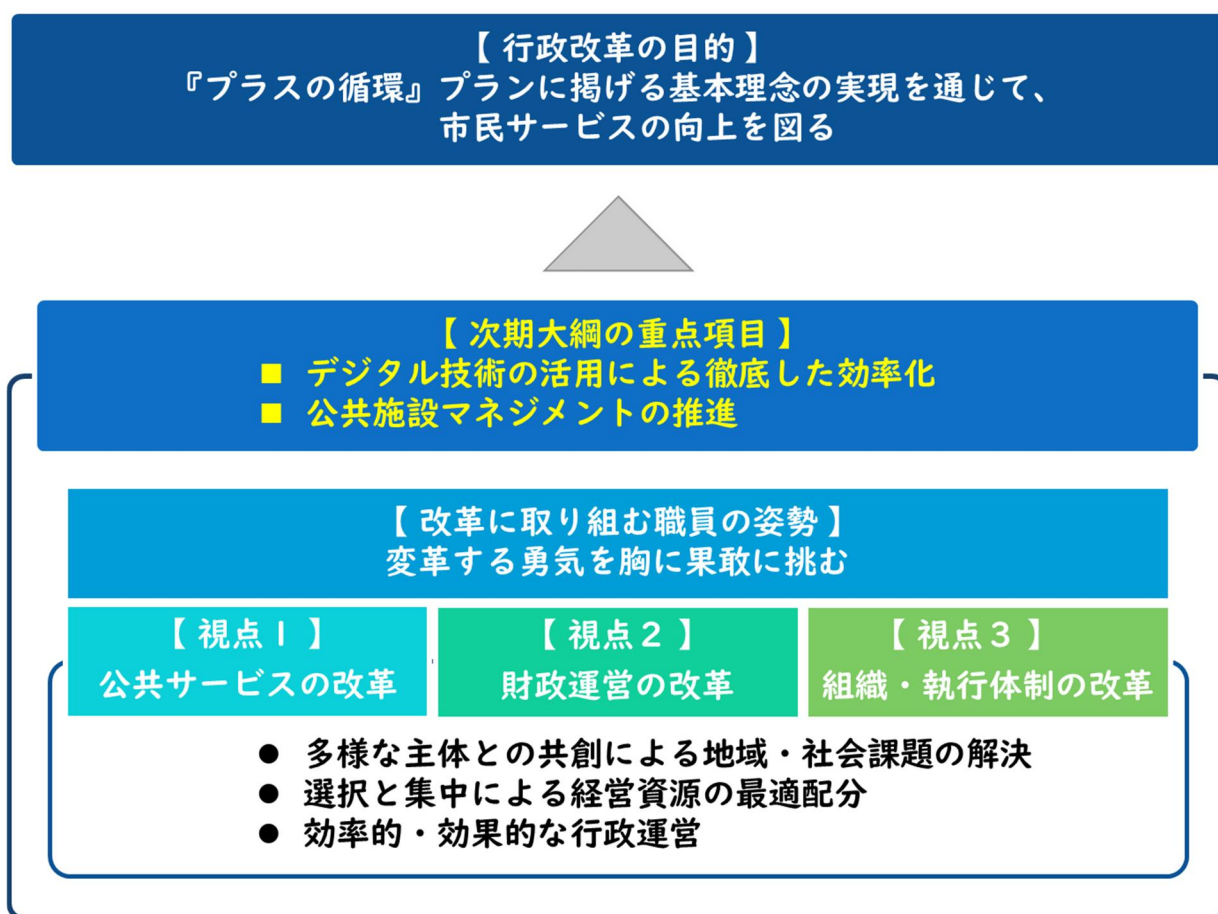
・視点2・ 財政運営の改革

選択と集中による経営資源の最適配分を図り、歳入規模に見合った歳出構造を堅持するとともに、「稼ぐ」意識のもと、自主財源の確保や徹底した歳出削減などの財政運営の改革に取り組み、将来にわたって安定的な財政基盤の確立を目指す。

・視点3・ 組織・執行体制の改革

組織体制の見直しを適時・適切に実施するほか、デジタル技術の活用拡大による業務の効率化を図るなどの執行体制の改革に取り組み、社会情勢の変化や新たな市民ニーズにも的確に対応できる行政組織の構築を目指す。

【行政改革のイメージ図】



4 計画期間

令和9年度から13年度までの5年間とする。

5 次期大綱の構成および進捗管理

(1) 構成

次期大綱については、「①基本的事項」および「②改革の項目」で構成する。

「②改革の項目」に係る取組状況については、毎年度策定する実施計画に詳細を記載する。

大綱	①基本的事項…行政改革の目的、視点、前大綱の取組状況等 ②改革の項目…取組項目、スケジュール、成果指標等
実施計画	「②改革の項目」に係る取組状況（毎年度策定）

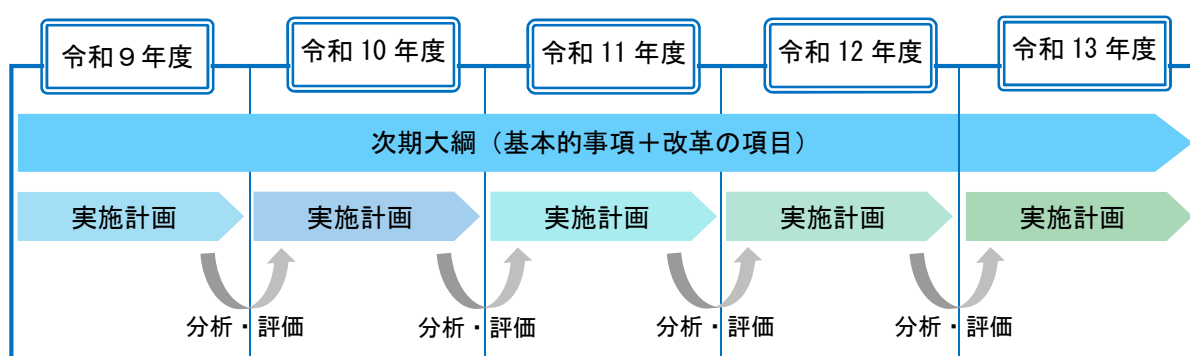
(2) 成果指標

進捗状況を客観的に検証し、効果的に取組を推進するためにK P I（重要業績評価指標）を設定し、可能な限りアウトカム（取組の実施による最終的な効果、単なる業務量ではなく、こういった変化をもたらすのか）で示すこととする。

(3) 進捗管理

毎年度、上期・下期に取組状況を把握して分析・評価を実施し、その結果を次年度の実施計画に反映させるほか、社会経済情勢の変化等に伴う新たな行政課題に迅速に対応するため、取組項目の拡充や追加について柔軟に対応する。

【進捗管理イメージ図】



6 策定体制

行財政改革実施会議の専門部会や各部局から提案される取組項目を取りまとめ、庁議で審議するほか、市議会や行政改革市民委員会等の意見を反映させ策定する。



7 策定スケジュール

	策定段階	審議事項	事務局作業
R8年3月	① 次期大綱策定の考え方		「次期大綱策定の考え方」の検討
4月		(次期大綱策定の考え方)	
5月		①実施会議 ①庁議 ①市民委員会	大綱原案(基本的事項、改革の項目)の検討および調整
6月	② 大綱原案 〔・取組基本的項目〕	①総務委員会 ・策定の考え方の報告	
7月		(大綱原案)	改革の項目に係る庁内ヒアリングおよび調整
8月		②実施会議 ②庁議 ②市民委員会	
9月		②総務委員会 ・大綱原案の報告	・大綱原案に係るパブコメ等意見募集 ・大綱案の検討および調整
10月	③ 大綱案	(大綱案)	
11月		③実施会議 ③庁議 ③市民委員会(報告)	
12月		③総務委員会(報告) ・大綱案の報告	
R9年1月	大綱確定・公表		次期大綱に基づく「実施計画」の検討および調整
2月			
3月			実施計画確定・公表